

アジア・太平洋戦争と戦後教育改革 (11) —ポツダム宣言の発出—

山下 祐志

Some Considerations on the Asia-Pacific War and the Educational Reforms of Postwar Japan (II)

—Announcement of the Potsdam Declaration—

Yūji YAMASHITA

一、序 論

一九四五年八月十四日午後十一時付で、「ポツダム宣言」の条項受諾に関する詔書が發布され、日本の降伏が確定した。同宣言の条項は、「日本国本土ノ完全ナル破壊」^①との交換条件であり、同時にまた、連合国の対日戦後処理構想の集大成の性格を持つものであった。ところで同宣言は、次に示すように、明らかにドイツに対する「クリミア宣言」^②とは異なる趣を呈していた。

一、建前上の差異

(1) 「クリミア」宣言に於ては、独に対する条件は独の無条件降伏を俟ち始めて一方的に之を課すべき旨明かにせり、然るに今次「ポツダム」宣言に於ては「吾等は協議の上日本国に対し戦争を終結するの機会を与へることに意見一致せり」(第一項)とし「吾等の条件は左の如し」(第五項)と為す、即ち「ポツダム」宣言は実質的には事前に条件を提示せる和平勧告に外ならざる点に於て「クリミア」宣言の建前と大なる差異あり。

(2) 「クリミア」宣言に於ては独逸政府を全然無視し居るに反し、「ポツダム」宣言は寧ろ日本政府を対手とする呼び掛けにして且日本政府を行動の主体として認め(第十項及第十三項)、日本の国内事項は成るべく之を日本政府自身をして行わしめんとする建前を執り居れり。

二、領土の占領

(1) 「クリミア」宣言に於ては「合意せられたる計画に基き三国の軍隊は独の各分割地区を占領すべし」と定められ且独降伏後現実に独領土の全面的占領行われたるに反し、「ポツダム」宣言中には「連合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は吾等の茲に提示する基本的目的の達成を確保する為占領せらるべし」(第七項)とある。

(2) 「クリミア」宣言に於ては、独領土の占領及管理に付詳細規定せるに拘らず、占領軍の撤収に付ては何等触るるところなきに反し、「ポツダム」宣言に於ては同宣言の目的が達成せられ平和的傾向を有する責任政府の樹立次第直に撤収すべき旨規定し居れり(第十二項)。

三、軍隊の帰還

「ポツダム」宣言に於ては戦後日本国軍隊の取扱に関し「各自の家庭に復帰し平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし」(第九項)

と規定する処、「クリミヤ」宣言に於ては独将兵の帰還に付何等規定するところなし。

四、民主主義の復活

「クリミヤ」宣言に於ては「ナチス」主義破権の為の手段として「ナチス」党及「ナチス」法制、組織及制度の一掃、公共諸機関並に独国民の文化的及経済的生活よりの一切の「ナチス」的勢力の撤去等詳細規定を設け且之等措置は「連合国」側に於て執る旨明かにし居れり、「ポツダム」宣言に於ては「日本国政府は日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活及強化に対する一切の障害を除去すべし」(第十項)と為し敢て民主主義化の手段方法に付指示を為さず、且之が措置は「連合国」側に於て為さず日本国政府自身の責任に於て之を為さしむるものとせり。

五、経済条項

「クリミヤ」宣言に於ては独軍需工業の破壊、対独賠償の賦課を規定するに急なるに反し、「ポツダム」宣言に於ては之を表面より規定するを避け却て「クリミヤ」宣言の触れ居らざる平和産業の維持、原料、資源の入手、世界貿易への参加を日本国民に認むるの趣旨を規定せり(第十一项)。すなわち、ヤルタ会談からポツダム会談に至るわずか五ヶ月の間に、連合国側に大きな政策転換が見られたことが思料される。そこで本稿では、「アジア・太平洋戦争と戦後教育改革」シリーズの一環として、対日占領政策の大綱が「ポツダム宣言」として結実するに至る、主として連合国側の政治的・軍事的背景を大戦の経緯を振り返りながら整理することを企図した。

二、本論

すでに見てきたように、第二次世界大戦は、各国政府間の政治的駆け引きの産物であつて、けつして参戦世論を反映したものでなかつた。そのため、各国の思惑が相互に絡み合つて、事態は大戦の進行経緯の中でさらに二転三転することになる。換言するならば、大義名分にすぎなかつた対立陣営の競争目的が、史上空前の戦禍にまみえることにより、いわば血の代償として真剣に問われ始めるのである。この過程で、植民地の人々は政治的・民族的に覚醒し、大国は対外政策の矛盾を認めざるをえなくなつた。反面、米ソの冷戦が顕在化し原子爆弾が投下

されるなど、その後の歴史に暗い影を投げかけることになつた。これら全体の流れを包括し、集約した戦後国際政治へのメッセージが「ポツダム宣言」であつたと言つては過言であらうか。

それでは一体、「ポツダム宣言」の淵源は何処に見出すことができようか。言うまでもなく、それは連合国の戦争目的であり、戦後構想である。日米開戦の必至を見通したローズヴェルト大統領は、一九四一年八月、チャーチル首相と大西洋上で極秘に会談し、米・英共通の戦争方針と戦後世界の指導原則について協議した。そして、この会談の内容を「大西洋憲章」として発表している。この憲章は、「アメリカがヒトラー打倒に全責任をもち、かつ民主的な平和樹立に積極的に乗出すことを暗黙のうちに表明したもの」として注目される。前文で、世界平和の障害として、ドイツ及びその同盟国による侵略的な軍事支配の政策を取り上げ、「世界の中で対立しているのは、ドイツを中心とする枢軸国側の好戦諸国と、米・英・ソ・中などの連合国側の平和愛好諸国という単純明快な図式」を設定している。そしてこの見解に沿つて、八項目にわたる米・英共通の戦後構想が掲げられた(本シリーズ第5報の表2)。ここに連合国陣営の、枢軸国陣営と断固対決する、政戦略上の構図が完成したことになる。

これらの条項は、翌一九四二年一月一日の「連合国共同宣言」に受け継がれ、やがて「国際連合」の基本理念になつた。しかるにこの時点では、米・英両首脳にとつて、あくまでもスローガンの域を超えるものではなかつた。なぜならば、チャーチル首相は帰国後、「インドとビルマには憲章が適用されない」と声明を發しており、自国の帝国主義政策を大幅に緩和する意思はなかつた。同じくローズヴェルト大統領は、「移民法」の制定や対日経済封鎖の措置等、明らかに憲章の趣旨に反する露骨な外交政策上の二重操作について、冷静な判断力と自覚を欠いていた。つまり、同憲章の本来的なねらいは、戦後世界の理想像を描くことにより、連合国陣営への大挙加入をアッピールすることにあつたと言えよう。

対して、「侵略国」「好戦諸国」と批判された枢軸国陣営の戦後構想は、果してどのようなものであつたらうか。三国同盟の狙いは、洋の東西における世界新秩序建設のための相互協力にあつた。すなわち、わが国政府は戦後世界について「世界ヲ大東亞圏、歐洲圏(『アフリカ』ヲ含ム)米洲圏、蘇聯圏(印度、『イラン』ヲ含ム)ノ四大圏トシ(英国ニハ濠洲及『ニュージールランド』ヲ残シ概ネ和蘭待遇トス)」との構想を温めており、リッペントロップ外相は「日本ニハ南洋、『ソ』聯ニハ、『イラン』印度方面 独ニハ中央、『アフリカ』伊ニハ北、『アフリ

カ」ヲ容認スル旨ノ」腹案を抱いていた。⑤ 両者の案には、期せずしてソ連のインド方面への進出が保障されていたが、実のところ、「ソ連が、インド、ペルシヤの方向に勢力を伸ばし、その結果英国と衝突することをひそかに期待」したものに他ならなかった。してみると、根本的には、帝国主義思想に立脚しながら先発帝国主義国家の勢力圏を縮小させることによって、大国間のバランスのとれた世界再分割構想（傀儡政権化・植民地化）を描いていたと言えよう。

ところが、大戦の経緯の中で東亜各地の動向は複雑に入り乱れ、両陣営にとつて戦略上、無視しえない状況となった。一九四二年一月にタイが米・英に宣戦布告したかと思えば、三月にはフィリピンで抗日人民軍（フクバラハップ）が結成され、八月に入ると全インド国民会議派がイギリスに反旗を翻した。事態を重視した米・英は十月十日、取り敢えず中国に対する不平等条約の廃棄を発表して、国際世論の誘導と鎮静化を企図した。一方、わが国は現地における皇民化政策を強化し、反欧米・親日派の組織作りを努めるが（ジャワのプートラ運動やフィリピンのカリバビなど）、略奪的な物資調達戦術と並行していたため、住民の自発的協力は引き出せなかった。両陣営のこうした対応の差異は、後日に大きく影響し、わが軍は各地で反日ゲリラ軍に悩まされることになる。

明けて一九四三年一月十四日、勝利を確信した米英両首脳はカサブランカで会談し（一月二十四日）、今後の戦争方針と戦後処理政策について協議した。その席で、ウィルソン一四原則の失敗を大きな教訓にしていたローズヴェルト大統領は、突然「無条件降伏」という新しい占領方式を提唱した。これに対してチャーチル首相は、「驚いてもものいへなかった」と伝えられている。⑥ 同様に、ハル国務長官は、「国務省では、カサブランカ会議より三年以上も前から戦後の問題を討議していたが、無条件降伏という考えは持つていなかった。だが大統領がカサブランカでこの原則をあんなに力をいれて声明した以上、われわれとしては少なくとも形式の上ではこれに従うほかなかった」と回想している。このように未だ個人的な見解にすぎなかったが、ローズヴェルト大統領が同占領方式を提唱した趣旨は、彼が直後の記者会見で述べているように、「他国民を侵略征服することを目的とした戦力とその哲学」を徹底的に破砕するためであつて、日独伊三国の国民を「破滅させるという意味」ではなかった。⑦

だが戦争がますます激化するにつれて、連合国内の反日感情は極度に高まり、その結果、安全保障理事会のペンズ大佐などは「日本人は『国際的悪党』であり生かしておくとは危険だから、民族としての日本人は『根絶』すべきだと極言し、

日本に対しては完全な破壊ないし軍事占領による徹底的抑圧以外なく、『日本を地球から抹殺』するか、それが無理ならば、軍事的、経済的にコントロールしていくべきだ」と力説するようになった。さらにまた、米・英の欧州戦線中心主義に不満を抱いていた蒋介石総統は、「中国戦場を無視するなら、重慶は日本と単独和平するぞ」と恫喝外交を演じて、暗に対日強硬戦略を要求した。ヨーロッパでは二月に入ってスターリングラードの独軍が降伏し、九月八日にイタリアが無条件降伏したにもかかわらず、東亜ではなお日本占領下のビルマでバー・モー政府が独立を宣言して、米・英に宣戦布告するなど（八月一日）、予断を許さない状況が続いていたからである。

こうした背景を受けて、日本に対する「カイロ宣言」（十一月二十七日発出）は、「野蛮ナル敵国」「日本国ノ侵略ヲ制止シ且コレヲ罰スルタメ」、「日本国ト交戦中ナル諸国ト協調シ日本国ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スベシ」、とかなりエスカレートしたものになった。従前からの、「あらかじめ戦後処理の具体的条件を示さず、いっさいの交渉抜きで日本に降伏を受諾させ、しかるのちに連合国側が一方的に日本を管理して国家改造をおこなうという方式」⑧に、新たに懲罰思想が色濃く加えられることになったのである。されど当時の連合国は、なお日本を容易に屈伏させるだけの軍事的余力を持ち合わせていなかった。わが国は、「撃ちてしまふ」「元帥の仇は増産で」と口ずさみながら、学徒動員さえも強行し、必死の抗戦を続けていた。そのためソ連の参戦が要請されることになるが、これによって、事態は新たな局面に向けて展開していくことになる。

「カイロ宣言」が発出された翌日には、早速スターリン首相を交えて、テヘランで米英ソ首脳会議が開催された（十二月一日）。この会議の席で、スターリン首相が、「ただ漠然とした無条件降伏ではかえって敵を結集させる恐れがあるので、その内容をはっきり規定する必要があるといひだし、チャーチルもこれに同意した」と言われる。しかしローズヴェルト大統領は、この提案には反対であつた。その理由は、「言葉の上ではどういふふうに見えるが一致しても、どこかの国が降伏を申しこんできた場合には、修正の行われるのはやむを得ないだろう」と考えていたからである。だが勿論、具体的な政策を伴わない占領統治はあり得ないから、「この会談を契機に連合国の協議内容が戦争遂行上の問題から、戦後処理の問題へ移っていく」ことになった。⑨

この時点ではまだ、ローズヴェルト大統領は「ソ連を含む戦時連合を、平時に

おける友好関係に移行させることが永続的平和のために必要不可欠」と考えており、帰国後の記者会見で、「われわれはスターリン氏およびロシア国民とともうまくやってゆけると信ずる⁽²⁰⁾」と語った。スターリン首相は、一九四二年八月にハリマン駐ソ大使に、次いで一九四三年十月にはハル国務長官に對日参戦をほめかしてはいたが、同会談で正式に「シベリアの防衛軍は文字通り、防衛には十分だが、これを攻撃的性格に変えらるると三倍の兵力が必要だ。ドイツ降伏後なら、あなたがたと共同戦線を張って日本を倒すこともできるだろう⁽²¹⁾」と述べ、三大国の協力関係が確認されたのである。と同時に、スターリン首相は、對日参戦と引き換えにポーツマス条約廃棄の希望を表明した。

これに対して、「ロシアの助けなしに日本を打倒するのは、あまりにも困難と代価が大きい。それゆえ、われわれはスターリンの計画を支援するため、あらゆることをせねばならない」と判断していたローズヴェルト大統領は、スターリン首相の希望を聞く前から、ポーツマスの条項にすら該当しない千島列島までソ連に引き渡す心積もりをしていた。その上、「カイロ宣言」の中で中国に無条件返還の決まっていた満州をソ連の便宜に供するため、次善の策として、その埋め合わせの意味も込めて「琉球諸島」を蔣介石総統に与える工作までし、スターリン首相の同意を得ていたのである。ともあれ、この過不足の領土変更案は、蔣介石総統が即座に辞退したことによって陽の目を見ずに終わつたが、米ソ首脳間の政治スタンスの裏側を垣間見ることができよう。

同年十二月八日、東条首相は「カイロ宣言」に抗して、次のような声明を全世界に向けて放送した。思えば、真珠湾攻撃以来、まる二年後のことである。

最近カイロ会談において、彼等米英の指導者は、擅に東亞の処置を談じ、帝国を三流国たらしめんと高言しているのである。是正に戦ひに疲れ、前途の不安に襲われ、焦燥する彼等指導者が当面の失敗を糊塗せんとする謀略的夢物語であつて、詢に笑止の至りである。しかも多年彼等が掠奪し来れる全世界に互る領域と、現に彼等の羈絆の下に塗炭の苦しみを重ねつつある被圧迫民族の解放に關しては、この夢物語においてすら、一言も触れておらないのである。彼等の求むる所は正義に非ず、將又人道に非ず、手段を択ばざる自己繁栄であり、旧態依然たる飽くなき他民族の搾取である。今や、彼等は没落の一途を辿れる重慶政権に對し、小策を弄し甘言を用い、無益の抗戦を継続せしめんことを只管図つているのである⁽²²⁾。

この声明は、国内決戦態勢を確立し、「一億国民をそつぽを向かせずに戦争を

完遂する。また、させねばならぬ⁽²³⁾」と考えていた東条首相の、精一杯の居直りであつたが、また別の意図も含まれていた。すなわち、わが国政府は一九四三年代に入るとビルマやフィリピンの独立を決め、自由インド仮政府を承認するなど、「大東亞の解放」を積極的に標榜し始めた。さらに十一月六日、「大東亞共同宣言」を發し（本シリーズ第8報の表5）、連合国の一方的な正義意識に一矢を報いようとした。これらは本来、大東亞各国を日本の「決戦遂行に協力させる」ために、敢えて「小国の自尊心に留意し、對等に扱ふ」ことを画策した戦術にすぎなかつた⁽²⁴⁾。しかし同時に、「負けても立派な戦争目的だけは残るようにと考案された⁽²⁵⁾」ものであり、「敗戦を予見した日本は、かえつて戦後の世界秩序の形成に理想主義的にかかわる道を見出し、その道を選択した⁽²⁶⁾」と見なすことができよう。しかしながら、相変わらず略奪的な物資調達戦術と並行していたため、折角の共同宣言も、有名無実といわんより、むしろ羊頭を掲げて狗肉を売るが如き結果となり、却つて反対宣伝の好材料となつてしまつた感がある⁽²⁷⁾。

加えて、わが国内で秘かに検討されていた二つの和平工作方案——ソ連を仲介とする対英和平工作と直接中国と和平の機会を求めようという構想も、連合国側の唱導した「無条件降伏」によつて、妥協の途を完封された格好になつた。また懲罰的な「カイロ宣言」は、早期和平工作派の東郷茂徳をして、「往時英米は日本に正当の行為と認めた日清日露の戦役を新しく侵略戦争と看做したのか、清国人より盗取したるものとして支那に台湾及澎湖島を、又『ソ』連に南樺太を返還せしめ、且又第一次世界大戦に於て同盟国として戦つた日本の獲得した権利をも剝奪せむとせるが如きは如何にも論理的に正当とは言得ない⁽²⁸⁾」と言わしめた。このような諸々の事情が重なつて、わが国はこれから先、「鬼畜米英」「一億火の玉」を絶叫しながら、国民総武装・玉碎戦法を導入するようになる。

さて連合国は、テヘラン会談の後しばらくは戦争に忙殺され、米英ソ三国首脳会議は開催されなかつた。ようやく一九四五年二月四日にヤルタ会談がもたれた時には（二月十一日）、この会談は、対独政策を中心とする戦後処理及び国際連合の創設、對日戦争完遂に關する問題などを事前協議する最後の機会となつた。ところが、これまで「無条件降伏のスローガンは連合国の結束を固め、面倒な戦後処理問題を先に延ばすために都合がよかつた⁽²⁹⁾」が、ここに来て具体的な問題に直面すると、やはり三国間に最初から緊迫した雰囲気が出ていた。が、それよりもまず米英両国代表団が寄るとさざると話題に出るのは、ローズヴェルト大統領の健康状態で、モーラン卿は『ヤルタ日記』の中で次のように記している。

ディナーのあとで集って話していると、だれもが、ルーズベルトの健康状態は悪化しているという点で一致していた。彼らは私が医者なので、原因について質問攻めにしてくるのだった。私は最初に、ケベック会談のとき、ルーズベルトの体重が減っていることに気がついた。しかし、代表団員たちの注意をひいたのはそうした外観だけではなく、口を開けたままで、ほとんどしゃべらないことが多くなったという現象だった。これまでは、会談中に事実関係を知らなくても、彼独特の「狡さ」でうまくごまかしてしまい、それはみごとなものだった。だが、もうその狡さが消えてしまい、何も残っていない。私もじつと観察してみて、ヤルタ会談のような大任を果すことができるかどうか、疑わしく思わざるを得なかった。⁽³²⁾

そのため会談は、スターリン首相がロズヴェルト大統領弱しとみて突っ込んでくるところを、元氣なチャーチル首相が先に読み取って応酬し、ロズヴェルト大統領がスターリン首相に理解を示す、という形で議論は進んだ。特にドイツ問題については、スターリン首相が「ドイツには何としても敗戦の代償を支払わせる。米、英について三番目の大国ソ連には賠償請求の権利がある」と主張して一歩も譲ろうとせず、チャーチル首相がすかさず、「英国の世論は賠償という考え方に徹頭徹尾反対している。英国民はベルサイユ条約の顛末を忘れていないからだ」と反論したが、ロズヴェルト大統領は「ドイツからは何も期待しない」という態度を明らかにしてはいるものの、とくに発言もせず、じつと聞いているだけだった。⁽³³⁾かくして、ドイツに対する「クリミア宣言」はソ連ペースで策定され、「大西洋憲章」の趣旨と一部矛盾した「いつか来た道」を踏襲することになり、このことが「ポツダム宣言」策定の際の反省材料ともなったのである。

二月八日午後三時半、ようやく極東問題が討議されたが、それはチャーチル首相とイギリス代表を抜きに行われた、米ソ首脳秘密会談であった。対日参戦に関してロズヴェルト大統領はまず、テヘラン会談での基本合意に基づきドイツ降伏後三ヵ月以内にソ連が日本攻撃を開始するよう求め、その代償として、サハリン(樺太)の南半分、千島列島のソ連への復帰、満州におけるソ連の旧權益の回復などを提示し、スターリン首相との間で最終的な詰めに入った。スターリン首相は大変上機嫌で、二月八日以降は、会談が終わると毎晩のように宴会が続ぎ、乾杯のスピーチの中で彼は、「戦時において団結するのはむずかしいことではない。問題は戦後になって、同盟諸国の利害が対立して団結がむずかしくなることである。私は、われわれの現在の同盟関係はそうした試練を乗り越えられると確

信している。同盟関係を維持しつつ、平和時にもそれを戦時中におけると同様、強力なものに発展させて行くことこそ、われわれの義務である」と語り、ロズヴェルト大統領を大いに喜ばせた。⁽³⁴⁾

とは言うものの、その後のソ連の動向に不信の念を抱いたロズヴェルト大統領は、会談後チャーチル首相に宛てた書簡(三月二十九日)の中で、「クリミア会談以来、ソ連の態度の進展に不安と関心をもって見守ってきました。クリミアでの直接関係する争点のためのみでなく、サンフランシスコ会議と将来の世界協調のためにも現在の事の成行きに不安と関心をもって見守っています」と胸中の一端を述べている。米ソ関係に生じ始めたこのような不穏な兆候は、四月十二日にロズヴェルト大統領が急死することによって、いっそう顕在化した。新大統領トルーマンは、外交経験が皆無であり、しかも反ソ的な見解の持ち主としても有名であった。その上、ロズヴェルト外交は、ほとんど國務省との連携を省略した個人的なパフォーマンスの色彩が強かったから、今後の外交処理は事実上、改めて新大統領に白紙委任される格好になった。

かくして、葬儀に出席するため米國を訪問したモロトフ外相は、トルーマン大統領から唐突に、ソ連がポーランド問題についてヤルタ会談での約束を守っていないと激しく非難され、「ポーランド問題が解決されなければ三大國間の協力関係もありえないと脅迫された」のである。⁽³⁵⁾ロズヴェルト大統領亡き後、米ソの協力関係は「所詮、具体的な空間秩序と歴史的根幹に根をおろさない虚構の所産にすぎなかった」⁽³⁷⁾のかも知れないが、モロトフ外相にとってはまさに青天の霹靂であった。にもかかわらず、戦略上の必要から表面上、列國は國際連合の結成に向けて連帯の絆を強化し、四月二十五日サンフランシスコにおいて、世界四十六ヶ國代表による國際機構審議連合國會議が盛大に行われた。一方、この日スティムソン陸軍長官は、軍事的秘密事項(原爆)について、新大統領に次のような厳肅なる説明を行っている。⁽³⁸⁾

- ① 一発で一都市全体を吹き飛ばすほどの威力を持つ恐ろしい爆弾が、四ヵ月以内に完成すること。
- ② 今後、数年内にソ連も生産できるようになること。
- ③ その取り扱いを誤れば、世界は最後にはこのような兵器によって意のままにされることになるであろうこと。
- ④ 原爆の実戦使用について、しばらく前から(一九四四年九月十八日、ハイドパーク協定)日本が標的となっていること。

⑤ 第二十空軍の特別訓練を受けた投下部隊がまさに海外の基地（テナン島）に向けて出発しようとしていること。

⑥ 原爆が戦争の終結を早めると確信されること。

この直後の五月七日にドイツが無条件降伏すると、トルーマン大統領は、次のような対日降伏勧告声明を発してきた。ちなみに、かかる趣旨のスピーチは、ザカリアス米海軍大佐によってドイツ降伏以来、八月四日まで、十四回繰り返し放送されている。

日本軍の無条件降伏は日本国民にとってはなにを意味するのかわかれば、それは戦争の終結にはかならない。日本を惨禍の淵に追い込んだ軍部指導者の無力化を意味する。兵士達が家庭に、農場にまた職場に復帰できることを意味する。またそれは勝利の希望のない日本人の現在の苦悩や困難をこれ以上引きのばさないことを意味している。無条件降伏は決して日本国民の絶滅や奴隷化を意味するものではない。³⁹

トルーマン声明には、期せずして「カイロ宣言」の懲罰思想が削除されており、この上ない和平の好機であったと言えよう。しかしながら、なお和平の微妙なタイミングを巡って意見の一致しないわが国政府は、五月九日午後七時半、次の如き声明を発して、徹底抗戦の意欲を誇示することとなった。

帝国と盟を一にせる独逸の降伏は帝国の衷心より遺憾とするところなり、帝国の戦争目的はもとよりその自存と自衛とに存す、これ帝国の不動の信念にして欧州戦局の急変は帝国の戦争目的に寸毫の変化を与えるものに非ず、帝国は東亜の盟邦と共に東亜を自己の欲意と暴力との下に蹂躪せんとする米英の非望に対し、あくまでも之を破摧しもって東亜の安定を確保せんことを期す。⁴⁰

もちろん連合国側も、対日降伏勧告声明を発してはいたが、時局を決して樂觀視してはいなかった。六月十八日にホワイト・ハウスで開かれた会議では、空襲だけで日本を降伏にまで追い込むことはできず、オリンピック作戦（九州上陸）とコロネット作戦（関東平野上陸）が必要であるとされ、戦争の終結は順当にいつて明年の下半年と予想していた。また、ソ連参戦の効果についても改めて確認された。と同時に、硫黄島や沖縄で示された日本の予想外の抵抗は、果して予定通り日本本土決戦をやっているものかどうか、米軍部に再検討を求める効果をもたらした。レイテやルソン島の戦いでは、日米両軍の死傷者比率はほぼ五対一であったが、硫黄島にいたってはおよそ一対一となり、むしろ米軍に敗戦意識すら与え

ていたからである。⁴¹

日本人捕虜の意識調査を担当していたジョン・エマーソンらのグループは、すでに一九四四年十月十日の時点で、日本の早期降伏をもたらすためには国体護持を認め、なおかつ日本人が将来に希望を持ち得るよう「無条件降伏以上のことを告げるべき」との報告書を提出しており、ザカリアス大佐の対日放送もこれに準じたものであった。⁴² ゆえにこの日、ジョン・マックロイ陸軍次官が、本土上陸作戦の代案を検討すべきだと主張した。彼の考えは、大統領が立憲君主としての天皇制の保持を認め名譽ある降伏を日本人に勧告する個人的メッセージを発表すべきだ、というもので、この勧告は、もし日本人が拒否した場合には原爆をみまふ、という警告と組み合わせる出すが効果的だとした。彼の提案に対してトルーマン大統領は、原爆にはいっさい言及することなく対日警告文をもっと練り上げよう命じた。⁴³ まだ原爆実験成功の確証がなかったことと、ソ連に秘密にしたまま原爆の研究・製造を進めるべきだ、という意見が関係者の中で支配的であったからである。ともあれ、この決定によって、後の「ポツダム宣言」が実現に向かつて一歩を進めることになる。

ここでしばらく、「ポツダム宣言」の草稿が作成されていく米国内の動向を見てみたいと思う。米國務省内では「カサブランカ会議よりも三年以上前から戦後の問題を討議していた」が、本格的に戦後問題が連合国の協議対象になったのはテヘラン会談後である（前述）。米政府は一九四三年十月、対日政策を専門的に検討するために、國務省部局間および地域委員会（CAC）内に極東地域委員会（FEAC）を設立し、さらに翌年一月、國務省の最高政策立案機関として戦後計画委員会（RWC）を新設した。國務省とは別に、陸・海軍省でも独自に対日政策を検討していたが、これらを整合する必要から、一九四四年十二月には國務・陸軍・海軍三省調整委員会（SWNCC）が発足され、明けて一月、極東小委員会（SFE）がSWNCCの下部機関として設けられた。これによって、SFEで作成された政策案はSWNCCで検討された後、米政府の正式な政策となるシステムが確立されたことになる。

米國務省内では、一九四四年五月の時点で、対日政策の大綱が体系的にまとめられつつあった（五月四日付CAC——一六b、PWC——一〇八b、五月九日付CAC——一八五b、PWC——一五二b）。しかしながら、これらの基本政策構想の中には、「天皇制」について直接に言及した箇所は見当たらない。その理由は、当時の國務省内で、「無条件降伏」が日本の「天皇制」の存続を許す

ものか否かについて二つのグループ（親日派と親中国派）が係争中であり、意見調整ができなかったからである。当時の米国内における、代表的な対日処理案を次に示しておく。⁽⁴⁵⁾

① 国家壊滅・民族奴隷化論

日本は存在するかぎり悪をなすから、国家を壊滅して民族を奴隷化する必要あり。世論調査によると、大体三割〜四割もいた。

② 隔離・放置論

自業自得的な苦しみを味わわせるために、日本を国際社会から隔離する必要あり。親中国派のホーンベックら。

③ 介入変革論

無条件降伏によって、米国が直接介入して、憲法から社会制度まで侵略戦争を許容するような要素をすべて取り除いて、民主的で平和な社会に作り変えることを是とし、天皇制の廃止を強く求めた。外交雑誌の編集長アームストロングら。

④ 日本帝国の温存論

戦後の中国やソ連に対する対抗勢力として、日本帝国を弱体化させずに温存しておくことが是である。但し、これは公的には口にできなかった。

⑤ 介入慎重論

日本を米国の思いどおりに作り変えるのではなく、「受け入れる隣人」とすることを目的として、天皇制を含む日本の現行制度を尊重しようとする立場。バラントイン、ブレイクスリー、ポーマンら。

⑥ 積極誘導論

自由主義的改革に天皇の mantle を着せるように、大胆な改革を行うべきであるが、しかし、それを日本の伝統的権威の名において行わせるのがよいとする立場。ポートンら。

このような対立の最中に、國務省内で改組が行われた。そして、「親中国派」のホーンベックに代わって「親日派」のグループが一九四四年五月一日に極東局長に就任し、以後、「ポツダム宣言」の発出に至るまで彼らのグループが対日政策の素案作りを担当することになった。彼らの政策は、日本を早期降伏に誘うことを念頭に描いており、最終的には「日本人がもしその存続を望むならば、『国体護持』を保障すべきだ」と結論づけるに至った。⁽⁴⁶⁾「ポツダム宣言」が、これま

での一連の経緯に比して「宥和的」と批評されるのは、同宣言が彼らの起草した対日声明案（一九四五年五月二十八日）に基づき、同じく日本の早期降伏を求めていた陸軍長官スティムソンの覚書（同年七月二日）を直接の原案として作成されたからである。ちなみに、宣言案の第十二項目には、「もし将来日本において侵略的軍国主義の成長を不可能ならしめるような平和政策を当該政府が真に決定して、平和友好国に転換せしめるにいたるならば、現在の皇統の下における立憲君主制を含みうるものとす」の一文が盛り込まれていた。⁽⁴⁷⁾

されど七月三日、ここで再び國務省内の改組が行われ、対日強硬論を唱えるバーンズが國務長官に就任すると、「親中国派」の活躍する舞台が復元した。果してスティムソンの覚書が提出された後、七月四日からの國務省幹部会は大荒れとなった。マクレイシュ次官補は六日、①無条件降伏を要求し続けるとしながら、要求する条件を伝えるというグループの論法はまやかしてある、②対ドイツ政策との矛盾、③天皇制存続への反対、の三つの理由からこの原案に反対する意見書をバーンズ新長官宛に認めた。そして七日の幹部会において同覚書は改訂され、現存日本政府との取り引きを拒否せんとして、「日本」や「日本政府」への呼びかけが「日本国民」に置き換えられた。容易ならぬ省内の紛糾に直面して、バーンズ新國務長官はポツダムへの出発直前、ハル元國務長官に電話で相談し、天皇制への直接的な言及部分を削除する決意を固めた。⁽⁴⁸⁾取り敢えず結論を保留しておいて、天皇制の効用が、「日本降伏のさいに働きるか」ということによって、アメリカ政府は天皇制の存続を決定しようとしたのである。⁽⁴⁹⁾だが皮肉にして不幸にも、この時、近衛対ソ特使は「国体の護持」を唯一絶対条件として、他の面では実際の対日声明よりも苛酷な条件さえ呑む腹積もりを用意していた。⁽⁵⁰⁾

一九四五年七月十七日午後五時、トルーマン・チャーチル・スターリンの三巨頭による、歴史的なポツダム会談が開幕された。トルーマン大統領が会談に出席した最も重要な理由は、①自身でソ連から対日参戦の確約を得ること、②スターリン首相を初めとするソ連指導者と直接会うことによって、彼らが米国にとってどのような存在であるかを確かめること、にあった。同日昼、トルーマン大統領と初めて会見したスターリン首相は、八月十五日には参戦することを告げた。トルーマン大統領は喜んで、その日の日記に「それ（ソ連の参戦）がおれば、日本はおわりだ」と書いた。ところが翌日の日記には、「（チャーチル）首相と私だけ。マンハッタン（原爆）について議論——それは成功だった」、「ロシアがやってくる前に日本はつぶれる。マンハッタンが日本に姿をあらわせば確実に

そうなるだろう」と記している⁽⁵¹⁾。

すなわちこの日、「原爆実験成功」の報告を受けたトルーマン大統領は、瞬時にして完全に連合国の支配者になった。チャーチル首相の見たトルーマン大統領は「別人のようになり」、「ロシア人に対し、かれらが、どこで乗り、どこで降りるかを指示するように話したし、全体として会議そのものを支配した」という⁽⁵²⁾。なぜならば、ポツダムにおいて、「つねに自己の利益ばかりを強引に計る冷酷な駆け引き人」という印象をスターリン首相に対して抱いた大統領は、「ロシアを日本管理にいささかも加わらせまいと決意した」からである⁽⁵³⁾。さて、かかる決意を固めた米首脳部にとって、残された課題は、日本の早期降伏（できればソ連参戦以前に）を誘導することであり、手段としての原爆使用と対日声明発出のタイミングが論議の対象になった。

ステイムソン陸軍長官は、日本の和平への動き（対ソ工作）を見て、まずこの会談で直に対日声明を発することを決意した。日本がソ連の懐に飛び込むことを嫌ったからである。そして、それでも日本が受諾しない場合には、「新兵器」の行使と「ロシアの実際の参戦」を背景に、いっそう強力な警告を再度発することを提言した。一方、バーンズ國務長官は、原爆の威力を誇示した上で対ソ外交を展開しようと考えており、声明の発出を時期尚早としてこれに反対した。そこでトルーマン大統領は、JCS（統合参謀本部）の意見を求めた。リーヒJCS議長は十八日、対日声明の即時発出に賛意を表しつつ、ただ「立憲君主制」のくだりは、抽象的に「日本国民は自らの政治形態を選択する自由を与えられる」と改めることを求め、この点で先の國務長官の見解を支持した。陸軍長官は二十日、この修正に同意するとのメモを大統領に送るが、同時に、七月二日付草案第二項の「日本の無条件降伏まで」を、「日本が抵抗をやめるまで」と改めることを申し出た。これにより、国家の無条件降伏を示す箇所は消え、十三項の「全軍隊」のそののみが文面に残ることになった⁽⁵⁴⁾。

対日声明の即時発出について、國務長官が反対し、陸軍長官とJCS議長が支持する中で、大統領は後者の意見を採用した。しかしそれでもなお、ステイムソン陸軍長官は、天皇制存続を声明文から削除せざるを得なかったことへの遺憾の意を表し、このうえは「もしこの一点ゆえに日本人が戦い続けるようであれば、大統領が外交チャンネルを通し口頭で保証を与えることを考え、注意深く事態を見守っていたらと思う」と要請した。大統領は理解を示し、「そのように取り計らおう」と約束した。「バーンズ回答文」の伏線が、ここに敷かれたので

ある。続いて二十四日、対日声明案が英国政府に手交された。翌日、チャーチル首相は英国政府の修正案をトルーマン大統領に示し、米國政府が英国の修正案をすべて受け入れた結果、対日条件が確定した。英国政府が改めたのは、内容的に①声明が呼びかける相手を「日本国民」から「日本」または「日本政府」に戻したこと、②民主化改革の主体を「日本政府」と明記したこと、③占領の範囲を「日本領土」から「日本領土内の諸地点」に限定したこと、の三点で、これはかつて「無条件降伏方式に驚いた」英国政府本来の外交姿勢の再表明であった。満を持していたトルーマン大統領は同日、対日声明文発出の準備を終えると、原爆投下命令を承認した⁽⁵⁵⁾。

かくして七月二十六日、ソ連側が何の口を差し挟むことのできないうちに、また蒋介石総統にはサインを求めただけで、しかもチャーチル首相の帰国中に、突如として「ポツダム宣言」は全世界に向けて発布された。ところが豈図らんや、同宣言の発出後、米國務省内の主流派は勿論のこと、親日派からも同宣言に対する不満が続出するようになった。詳細は稿を改めて検討するが、これまでの両者の対抗と妥協の中で積極誘導論と介入変革論が生き残ったにもかかわらず、かかるポツダムでの修正事項は、それらとは別の介入慎重論を復活させたからである。したがって、立場の違いこそあれ、彼らはともに同宣言が日本に受諾されないことを望むようになり、彼らの意図は改めて後日の「バーンズ回答文」の中に織り込まれていく。

但し、トルーマン大統領の頭の中ではこのことはすでに計算済みであった。彼は七月二十五日付の日記の中で、「日本がポツダム宣言を受諾しないことを確信している」と書いており、原爆投下と連動され、第十二項を修正された「ポツダム宣言」は、それ自体で日本の降伏を誘引するというよりも、むしろ原爆投下後に投下を合理化し、あるいは原爆投下と組み合わせられて降伏を誘引する効果を期待されたのである⁽⁵⁶⁾。そして結果は、米國の思惑通りになった。が、例えば米國の本音が「バーンズ回答文」にあったとしても、わが国が受諾したのは飽く迄も「ポツダム宣言」であり、対日占領政策実施上の微妙な諸問題については、「降伏条項」実施ノ為ソノ必要ト認ムル措置ヲ執ル連合軍最高司令官「マッカーサー元帥」その人に委ねられる側面が多に残されたことになった。

他方、原爆に関する米首脳部の判断が、戦後の米ソ冷戦と軍拡競争を決定づけたことも事実であろう。スターリン首相はポツダムにおけるトルーマン大統領との話の中から原爆のことを察知し、ただちに一九四二年以来停止していたソ連の

原爆開発計画の再開を命じたことは、広く知られているところである。

三、結 論

以上、対日占領政策の大綱が「ポツダム宣言」として結実するに至る、主として連合国側の政治的・軍事的背景を大戦の経緯を振り返りながら整理してきたが、これによって次のことを確認することができた。

① 帝国主義思想に引きずられながら突入した世界大戦ではあったが、日まぐろしく変転する大戦の経緯の中で、大国は軍略上の必要に迫られて、帝国主義政策の変更を余儀なくされた。その結果、ヤルタ会談からポツダム会談に至る過程で、敗戦国の持ち物を戦勝国が協調の精神をもって分け合う従来の戦後処理の手法が、もはや支配的精神ではなくなったこと。加えて、ヤルタ会談以降、ヨーロッパの戦後処理を巡って米ソの冷戦が顕在化したことにより、その反省の意味を含めてこのことは決定的になった。

② 「ポツダム宣言」が「クリミア宣言」に比して著しく宥和的となったのは、右の理由もさることながら、歴史の偶然によって親日派が活躍する舞台を与えられ、彼らが精力的にステイツマンシップを発揮したこと、及び米ソ首脳との裏取り引きに同調しなかった蒋介石総統の毅然とした対応、そして英国の土壇場での温厚な配慮によるところが大きかったと言えよう。

③ また、わが国政府による和戦両様の対応は、戦後とかく批判の対象になっているが、逆にこのことが「ポツダム宣言」を引き出したと言えなくもないこと。すなわち、わが国の和平工作は失敗に帰したが、終戦意図はしっかりと連合国側にキャッチされ、和平勧告を誘引する役割を果たした。同様に、玉碎戦法をも導入した大戦末期の徹底抗戦は、連合国側の日本本土上陸作戦を変更させることに成功した。

④ けだし、最後の詰め段階で国体護持の保障を求めて躊躇し、原爆投下とソ連の参戦を招いてしまうが、トルーマン大統領のみならず、米首脳部の誰もが第十二項を修正した時点でこの日を予想済みであったとするならば、日本と日本人（在日朝鮮人等を含む）をモルモットにした世紀の大実験は、やはり規定路線であったと言わねばならないこと。彼らにとって、東洋人は飽く迄も蔑視の対象であり、日本は唯一最後の被爆国となるべき、格好の標的

であったのである。このような人命軽視の差別的偏見は、わが国内においても全く同様で、国体護持の命題は一億国民の命よりも重かった。
⑤ 「ポツダム宣言」は対日政策の大綱を明記したにすぎなかったため、被占領国日本は同宣言によって保護されながらも、一方で米ソ冷戦の影響を直に受け、またGHQの判断に左右される要素を多分に背負って戦後のスタートを切るようになったこと。

注

- (1) 『戦後日本教育史料集成』第1巻、三一書房、一九八二年、二三頁。
- (2) 外務省編『第二次世界大戦終戦史録』中巻、山手書房新社、一九九〇年、七二三—七二五頁。
- (3) 『世界歴史事典』第12巻、平凡社、一九五二年、三二頁。
- (4) 三宅正樹『第3次近衛内閣』、辻清明他編『日本内閣史録』第4巻、第一法規、一九八一年、二九二—二九三頁。
- (5) 『大百科事典』第9巻、平凡社、一九八五年、一三頁を参照。
- (6) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻、原書房、一九六五年、四八一—四八二頁。
- (7) 新関欽哉『ベルリン最後の日』、日本放送出版協会、一九八八年、五七頁。
- (8) コーデル・ハル『回想録』（朝日新聞社訳）、朝日新聞社、一九四九年、三〇五頁。
- (9) 同前、三〇六頁。
- (10) 中村義知『戦後日本の権力関係』、現代史研究会編『戦後日本の国家権力』、三一書房、一九六〇年、一五頁。（出典は、萩原徹『大戦の解剖』、一一七頁。）
- (11) 前掲『回想録』、三〇六頁。
- (12) 入江昭『日米戦争』、中央公論社、一九七八年、一五四頁。
- (13) 大森実『戦後秘史』、講談社、一九七五年、三九頁。
- (14) 前掲『戦後日本教育史料集成』第1巻、二三頁。
- (15) 外務省編『終戦史録』第2巻、北洋社、一九七七年、二七三頁。

- (16) 前掲『戦後日本の権力関係』、一五頁。(出典は、前掲『大戦の解剖』、一一〇頁。)
- (17) 前掲『回想録』、三〇八頁。
- (18) 前掲『大百科事典』第10巻、一九七頁。
- (19) 永井陽之介『冷戦の起源』、中央公論社、一九七八年、八九頁。
- (20) 阪東宏『ヨーロッパ戦線の急転』、歴史学研究会編『太平洋戦争史』第5巻、青木書店、一九七三年、二二三頁。
- (21) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』上巻、一〇四頁。
- (22) 前掲『戦後秘史』、四二頁。
- (23) 五百旗頭真『米国の日本占領政策』下巻、中央公論社、一九八五年、七二—七九頁を参照。
- (24) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』上巻、一〇七頁。
- (25) 赤松貞雄『東條秘書官機密日誌』、文芸春秋社、一九八五年、一四〇頁。
- (26) 同前、一〇三頁。
- (27) 加瀬俊一『日本外交の憂鬱』、山手書房、一九八一年、二六四頁。他に重光葵外相の手記によると、「我戦争目的を公正にし、之れを世界に公表して、我公正なる態度を示し、その主張たる大西洋憲章と一致するを悟らしめ茲に和平の一致点発見に便せんとせり」とある(前掲『第二次世界大戦終戦史録』上巻、六五頁)。
- (28) 三輪公忠『日本・一九四五年の視点』、東京大学出版会、一九八六年、一六四頁。
- (29) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』上巻、九六—九七頁を参照。
- (30) 同前、一一〇頁。
- (31) 藤村道生『日本の降伏と軍部の崩壊』、三宅正樹編『昭和史の軍部と政治』、第一法規、一九八三年、二二七頁。
- (32) 倉田保雄『ヤルタ会談』、筑摩書房、一九八八年、三三三頁。
- (33) 同前、五二—五三頁。
- (34) 同前、六二—六六頁を参照。
- (35) 前掲『冷戦の起源』、一一〇頁。
- (36) 同前、三五〇頁。
- (37) 同前、一一六頁。
- (38) 荒井信一『日本の敗戦』、岩波書店、一九八八年、三二—三四頁。
- (39) 前掲『終戦史録』第2巻、二四二—二四三頁。
- (40) 同前、二二三頁。
- (41) 前掲『米国の日本占領政策』下巻、一三三—一三四頁。
- (42) 同前、一六五頁。
- (43) 前掲『日本の敗戦』、四〇頁。
- (44) 同前、三五頁。特にその急先鋒は、ほかならぬバーンスであった。
- (45) 前掲『米国の日本占領政策』上巻、二五六—二八二頁を参照。
- (46) 前掲『終戦史録』第3巻、二五九—二六〇頁。
- (47) 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第1巻、有斐閣、一九七五年、三九頁。
- (48) 前掲『米国の日本占領政策』下巻、一九六頁。
- (49) 佐藤功『ポツダム宣言受諾と天皇制』、植田 捷雄編『太平洋戦争終結論』、東京大学出版会、一九五八年、二四三頁。
- (50) 前掲『第二次世界大戦終戦史録』中巻、六〇—六〇五頁を参照。
- (51) 前掲『日本の敗戦』、四九頁。
- (52) 伊藤光晴『ポツダム会談』、朝日ジャーナル編『戦後世界史の断面』上巻、朝日新聞社、九頁。
- (53) 前掲『米国の日本占領政策』下巻、二四九頁。
- (54) 同前、一九七—一九八頁。
- (55) 同前、二〇〇—二〇一頁。
- (56) 前掲『日本の敗戦』、五〇—五一頁。
- (57) 前掲『戦後日本教育史料集成』第1巻、二四頁。
- (58) 山崎正勝・日野川静枝編『原爆はこうして開発された』、青木書店、一九九〇年、二二〇頁等を参照。
- (59) クリストファー・ソーン『太平洋戦争における人種問題』(市川洋一訳)、草思社、一九九一年、三四—三五頁を参照。

(平成六年九月二十日受理)
(宇部工業高等専門学校社会教室)